

IASB、会計基準「開示イニシアティブ（IAS第1号の改訂）」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、2014年12月18日、「開示イニシアティブ（IAS第1号の改訂）」を公表した。本改訂は、2014年3月25日に公表された公開草案「開示イニシアティブ（IAS第1号の改定案）」を最終化したものである。

本改訂により、IAS第1号「財務諸表の表示」における重要性、表示すべき情報、注記及び会計方針の開示、並びに持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額の表示に関する改訂が行われている。本改訂は、2016年1月1日以降開始する事業年度から強制適用される。早期適用は認められる。



【要約】

- 重要性に関して、有用でない情報を提供することで有用な情報が埋没し、財務諸表の理解可能性を低下させてはならないことを明確化した。また、最小限の開示要求事項が規定されている場合でも、その開示要求事項に従った情報が重要でなければ開示しないことを明確化した。
- 財務諸表の表示に係る要求事項は、特定されている項目について重要性がない場合にまで個別に表示することを求めているのではないことを明確化した。また、財務諸表に追加的に小計を表示する場合の要求事項を明確化した。
- 注記に関して、体系的な順序を決定するにあたり、財務諸表の理解可能性と比較可能性に与える影響を考慮することを明記した。
- 持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額の表示に関して、当期純利益にリサイクルされる項目とリサイクルされない項目とに区分することを明確化した。

【本改訂の背景】

2011年のIASBのアジェンダ協議において、IASBに対して、既存の基準書の開示要求事項の見直し及び開示フレームワークの開発が必要であるというコメントが寄せられた。

IASBは、現在、「財務報告に係る概念フレームワーク」の改訂の一環として、表示及び開示を検討しており、この概念フレームワーク・プロジェクトの作業を補完するため、2013年10月に開示イニシアティブを発足させた。開示イニシアティブは複数のプロジェクトから構成され、財務諸表における開示の有効性を改善する目的で活動が続けられている。

本改訂は、IASBが開示イニシアティブの中で特定した狭い範囲の開示要求事項の改善であり、各企業に対して、どのような情報を開示すべきかを決定する上で専門的な判断をより一層求めている。

また、本改訂には、IFRS解釈指針委員会に寄せられた要請に基づいて検討が行われてきた、持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じる、その他の包括利益の持分相当額の項目の表示の取扱いの明確化も含まれている。

【改訂の内容】

改訂項目	改訂の内容
開示イニシアティブ	
重要性	背景 IAS第1号第29項―第31項は、重要性がある分類、項目を区分表示することを求める一方で、情報に重要性がない場合は、IFRSで要求されている具体的な開示は求められない旨を定めている。ただし、以前から表示及び開示について、重要性の概念が適切に運用されていないという懸念が指摘されており、その要因の1つとして、重要性に係る指針が明確でないことが挙げられていた。 改訂の内容 重要性に関して、次の事項を強調する改訂を行う。 ■ 重要性に係る要求事項は、注記を含む財務諸表について適用される。 ■ IAS第1号や他の基準書を適用する際、関連するすべての事実や状況を考慮して、情報を集約するかどうかを決定する。 ■ 有用でない情報を提供することで有用な情報が隠されることになったり、異なる性質や機能を有する有用な情報を集約することによって財務諸表の理解可能性を低下させてはならない。 ■ 基準書が特定の開示を求めている状況において、その開示要求事項に従った情報が重要でなければ開示する必要はない。基準書において、最小限の開示要求事項としてリスト化されている場合も同様である。 ■ 財務諸表の利用者が特定の取引や状況等の影響を理解するために、基準書で要求されている開示事項では十分でないと判断する場合には、企業は追加の開示を検討しなければならない。
表示すべき情報	背景 IAS第1号第54項及び第82項は、財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書において、少なくとも表示しなければならない項目を定めていた。それらの規定を規範的なものと解釈し、ここで表示すべきとされる項目を分解して表示することはできないと解釈する関係者がいることを、IASBIは把握していた。 また、IAS第1号第55項及び第85項はそれぞれ、財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書における、追加的な表示科目、見出し及び小計の表示について定めている。それらの規定に基づいて、IAS第1号第54項及び第82項で規定される表示項目に追加して小計を表示することにより、誤解を与えること、必要以上に目立ってしまうことを懸念する関係者がいることを、IASBIは把握していた。 改訂の内容 財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書の表示に係る要求事項に関して、次の改訂を行う。 ■ 財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書の項目の表示に係る要求事項は、特定されている項目について重要性がない場合にまで個別に表示することを求めているのではないことを明確化する。 ■ 財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書の項目の表示に係る要求事項について、財務諸表利用者が企業の財政状態並びに経営成績を理解する上で目的適合性がある場合には、特定されている項目をさらに分解することを明確化する。 ■ 財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書に追加的に小計を表示する場合に従うべき次の事項を明記する。

改訂項目	改訂の内容
表示すべき情報(続き)	(a) IFRSに従って認識、測定された項目から構成されている。 (b) どのような項目から構成されているか明確かつ理解可能な方法で表示、明記する。 (c) 各期間で一貫した方法を採用する。 (d) IAS第1号で規定されている小計や合計よりも目立つような表示を行わない。 ■ 当期純利益及びその他の包括利益計算書に追加的に小計を表示する場合、基準書で要求されている小計との関連が明確となるように項目を表示する。
注記	背景 IAS第1号第112項―第116項は、注記の構成について定めており、IAS第1号第114項は、「企業は、通常、注記を次の順序で記載する」として、注記する項目の記載順序を示していた。この「通常」と定められていることによって、規定されている順序に従わずに、重要性に従った記載順で開示することや関連する情報をまとめて開示することは容易ではないと考えている関係者がいることを、IASBは把握していた。 改訂の内容 注記の構成に係る要求事項に関して、次の改訂を行う。 ■ 注記の体系的な順序を決定する際に、財務諸表の理解可能性及び比較可能性を考慮すべきことを強調する。 ■ 「企業は、通常、注記を次の順序で記載する」という記載に変えて、注記の体系的な順序に関する例示として次の事項を記載する。 (a) 特定の営業活動に関する情報をまとめるなど、経営成績や財政状態を理解する上で企業が最も関連性があると考えられる活動の領域を明確にする。 (b) 公正価値で測定される資産など、類似の測定方法が用いられる項目に関する情報をまとめる。 (c) 財務諸表における項目の配列に従う。
会計方針の開示	背景 IAS第1号第120項は、企業の営業活動の特徴及び同業種の企業であれば開示するであろうと財務諸表の利用者が期待する会計方針を考慮して、開示すべき会計方針を識別すべきであるとしており、例示として、法人所得税が課される企業には法人所得税に関する会計方針(繰延税金負債及び資産に適用されるものを含む)の開示が期待されると規定している。これに対して、法人所得税の負担は、多くの企業にとっては、その営業活動で生じるものであり、企業特有のものである可能性は低いため、IAS第1号第120項の法人所得税に関する例示からは、企業の営業活動の特徴から法人所得税に関する会計方針が開示されることを財務諸表の利用者が期待する理由が明確でないと考える関係者がいることを、IASBは把握していた。 改訂の内容 IAS第1号第120項の規定を削除する。
持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の持分相当額の表示	
	背景 2011年6月に公表されたIAS第1号の改訂「その他の包括利益の項目の表示」により、その他の包括利益の内訳項目について、その後にリサイクルされるものとリサイクルされないものとを区分して表示することとなった(IAS第1号第82A項)。その中で、持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額について、性質別に個別に表示すべきか、または集約して単一の項目で表示すべきかを明確化する要望がIFRS解釈指針委員会に寄せられていた。

改訂項目	改訂の内容
持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の持分相当額の表示(続き)	
	改訂の内容 IAS第1号第82A項を改訂し、持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額について、当期純利益にリサイクルされる項目とリサイクルされない項目とに区分して表示する(その内訳を性質別に区分して個別に表示することはしない)。

【適用日】

本改訂は、2016年1月1日以降開始する事業年度から適用される(早期適用が認められる)。本改訂は、既存の会計基準を明確化したものであり、早期適用した場合にその旨を開示することは要求されない。同様に、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における会計方針の変更に関する開示(IAS第8号第28項から第30項)も要求されない。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.